

岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岩美町補助金等交付規則（平成11年岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、町内の義務教育段階にある児童生徒が「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠し、岩美町教育委員会が「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として認定している学校以外の施設（以下「フリースクール」という。）又は教育支援センターに通う場合の経費に対する支援を行い、親権者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者（以下「保護者等」という。）の負担軽減を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第3条 町は、前条の目的を達成するため、別表第1項に定める事業について、別表第2項に定める者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3項に定める補助対象経費の額（同表第4項に掲げる額を限度とする。）以下とする。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、フリースクール又は教育支援センターに通所した時期が4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで又は1月から3月までの区分毎に、それぞれ

別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金は、規則第5条に規定する申請及び規則第20条に規定する請求に関する手続を併合して行うものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

3 前項の手続きは、岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に対象経費の支払い状況が確認できる書類を添付して行う。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

（着手届及び実績報告書の提出）

第6条 本補助金の交付に関しては、規則第12条に規定する着手届の提出を、規則第17条に規定する実績報告書の提出をそれぞれ要しないものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、岩美町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	義務教育段階にある児童生徒のフリースクール又は教育支援センターへの通所経費等補助事業
2 補助対象者	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者

	(1) 児童生徒及び親権者が岩美町に住所を有すること。 (2) その他対象経費の補助を別に受けていない者。
3 補助対象経費	義務教育学校段階にある児童生徒がフリースクール又は教育支援センターに通所するために、保護者等が負担する次に掲げる経費 (1) 授業料（定期的に支払う定額分） (2) 通所に係る交通費 (3) 実習費等
4 補助金額	【授業料（定期的に支払う定額分）】 1人当たり月額20,000円又は月額の2/3（百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）のいずれか低い額 【交通費・実習費等】 小学生1人当たり 月額上限 3,000円 中学生1人当たり 月額上限 6,000円

別記様式（第4条関係）

年 月 日

岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金交付申請書兼請求書

岩美町長 様

申 請 者 住 所 岩美町大字
(保護者等) 氏 名 ㊤ (続柄)
(自署の場合は押印不要)
電話番号

岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金を下記のとおり受けたいので岩美町フリースクール等利用料助成事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。なお、交付決定後は交付決定額を請求します。

記

1 児童生徒の氏名等

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏 名		学校 学年	学校 第 学年 組
住 所			

2 利用する施設の状況

利用する施設名		
施設の所在地		
利 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
交 付 申 請 額	授 業 料	円
	交通費実習費等	円

3 施設に通所していることの証明欄

本施設に通所していることを証明します。	
年 月 日	施設の名称 代表者氏名 ㊤

4 添付書類

対象経費の支払い状況が確認できる書類

岩美町記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---